

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の
手続等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年11月11日京都市条例第
10号）（文化市民局地域自治推進室）

特定非営利活動促進法の一部改正のため、地方税法第314条の7第1項第4
号に掲げる寄附金を条例で定めるための手続等を次のとおり整備することとし
ました。

- 1 地方税法第314条の7第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人が作
成する書類のうち、当該法人の本市の区域内の事務所において備え置き、及び
閲覧させる期間を当該書類の作成の日から起算して2年又は3年が経過した
日を含む事業年度の末日までとしていたものについて、その期間を当該書類の
作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までとするこ
と。
- 2 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合における事前の書類の作成を要し
ないこととすること。
- 3 市長が提出を受けた1の書類のうち、市長において閲覧又は謄写に供するも
のを、過去3年間に提出を受けたものから過去5年間に提出を受けたものとす
ること。
- 4 その他規定整備

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第
70号）の施行の日から施行することとしました。

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第10号

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「2年」を「5年」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同条第4項を削り、同条第5項第2号中「第3項」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第11条第2項本文中「、又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第4項」を削る。

第12条第1項中「第10条第5項各号」を「第10条第4項各号」に、「第3項及び第4項」を「及び第3項」に、「3年間」を「5年間」に改める。

第19条第2項第2号中「第10条第5項若しくは第6項」を「第10条第4項若しくは第5項」に改める。

第24条第4号中「第4項」を「第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)の施行の日から施行する。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

2 この条例による改正後の京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第2項及び第12条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る改正後の条例第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係るこの条例による改正前の京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續

等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

- 3 改正後の条例第10条第3項及び第12条第1項の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る改正後の条例第10条第3項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る改正前の条例第10条第3項の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に存する地方税法第314条の7第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正前の条例第10条第4項の書類の作成、控除対象特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の市長への提出並びに当該書類の本市における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 5 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（文化市民局地域自治推進室）